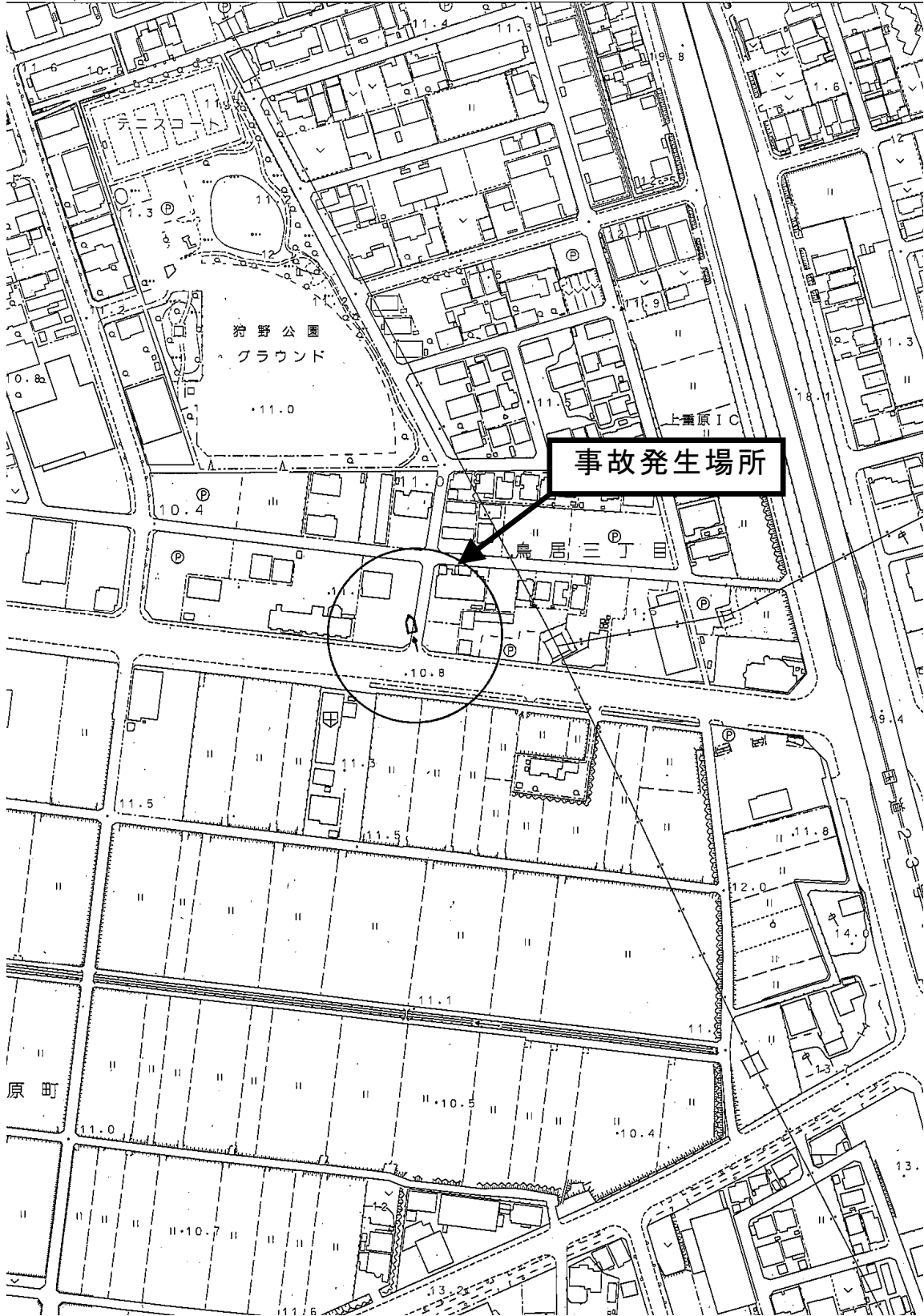


令和元年

市議会12月定例会議案参考資料

位置図



位置図



位置図



知立市西丘文化センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第63号、参考資料)

改正後			改正前		
別表（第8条関係） 西丘文化センター使用料			別表（第8条関係） 西丘文化センター使用料		
区分	時間帯	使用料	区分	時間帯	時間帯使用料
会議室	午前9時～正午	円 <u>370</u>	会議室	午前9時～正午	円 <u>360</u>
	午後1時～午後5時	<u>510</u>		午後1時～午後5時	<u>490</u>
	午後5時～午後9時	<u>510</u>		午後5時～午後9時	<u>490</u>
備考 略			備考 略		

知立市西丘コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第64号、参考資料)

改正後			改正前		
別表（第13条関係） 西丘コミュニティセンター使用料			別表（第13条関係） 西丘コミュニティセンター使用料		
区分	時間帯	使用料	区分	時間帯	使用料
<u>老人娯楽室</u>	<u>午前9時～正午</u>	<u>860</u> 円	<u>老人娯楽室</u>	<u>9：00～12：00</u>	<u>830円</u>
	<u>午後1時～午後5時</u>	<u>1,200</u>		<u>13：00～17：00</u>	<u>1,150</u>
	<u>午後5時～午後9時</u>	<u>1,410</u>		<u>17：00～21：00</u>	<u>1,350</u>
第1集会室	<u>午前9時～正午</u>	<u>970</u>	第1集会室	<u>9：00～12：00</u>	<u>930</u>
	<u>午後1時～午後5時</u>	<u>1,300</u>		<u>13：00～17：00</u>	<u>1,250</u>
	<u>午後5時～午後9時</u>	<u>1,520</u>		<u>17：00～21：00</u>	<u>1,460</u>
第2集会室	<u>午前9時～正午</u>	<u>760</u>	第2集会室	<u>9：00～12：00</u>	<u>730</u>
	<u>午後1時～午後5時</u>	<u>970</u>		<u>13：00～17：00</u>	<u>930</u>
	<u>午後5時～午後9時</u>	<u>1,200</u>		<u>17：00～21：00</u>	<u>1,150</u>
遊戯室	<u>午前9時～正午</u>	<u>2,070</u>	遊戯室	<u>9：00～12：00</u>	<u>1,980</u>
	<u>午後1時～午後5時</u>	<u>2,840</u>		<u>13：00～17：00</u>	<u>2,720</u>
	<u>午後5時～午後9時</u>	<u>3,400</u>		<u>17：00～21：00</u>	<u>3,250</u>
備考 略			備考 略		

※別表中備考以外の部分の改正については、実質的な改正箇所にもみ下線を引いています。

知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第1条関係）

（議案第65号、参考資料）

改正後（平成31年4月1日適用）	改正前
<p>（期末手当）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等 にあつては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又 は解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬月額 に、<u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合に おいては100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間に おけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め る割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>3 略</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等 にあつては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又 は解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬月額に <u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるそ の者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を 乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>3 略</p>

知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第2条関係）

改正後（令和2年4月1日）	改正前（平成31年4月1日適用）
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等 にあつては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又 は解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬月額に <u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその 者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗 じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等 にあつては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又 は解散により任期が終了した日現在）において受けるべき議員報酬月額 に、<u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合に においては100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間に おけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め る割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第1条関係）

（議案第66号、参考資料）

改正後（平成31年4月1日適用）	改正前
<p>（期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>3 略</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>3 略</p>

知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第2条関係）

改正後（令和2年4月1日）	改正前（平成31年4月1日適用）
<p>（期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>3 略</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>3 略</p>

知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第1条関係）

（議案第67号、参考資料）

改正後（平成31年4月1日適用）	改正前
<p>（勤勉手当）</p> <p>第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>（1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>（2） 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>（勤勉手当）</p> <p>第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>（1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>（2） 略</p> <p>3～5 略</p>

知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第2条関係）

改正後（令和2年4月1日）	改正前（平成31年4月1日適用）
<p>(住居手当)</p> <p>第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、同一の住宅に2人以上の職員（知立市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和45年知立市条例第88号）第2条第1項に規定する職員を含む。）が居住する場合は、そのうちの1人に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額<u>1万6,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他市長が規則で定める職員を除く。）</p> <p>(2) 第15条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（市が設置する公舎その他市長が規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額<u>1万6,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額</p> <p>イ 月額<u>2万7,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>1万6,000円</u>を控除した額</p> <p>ロ 月額<u>2万7,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>2万7,000円</u>を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が<u>1万7,000円</u>を超えるときは、<u>1万7,000円</u>）を1万1,000円に加算した額</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、同一の住宅に2人以上の職員（知立市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和45年知立市条例第88号）第2条第1項に規定する職員を含む。）が居住する場合は、そのうちの1人に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額<u>1万2,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他市長が規則で定める職員を除く。）</p> <p>(2) 第15条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（市が設置する公舎その他市長が規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額<u>1万2,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額</p> <p>イ 月額<u>2万3,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>1万2,000円</u>を控除した額</p> <p>ロ 月額<u>2万3,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>2万3,000円</u>を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が<u>1万6,000円</u>を超えるときは、<u>1万6,000円</u>）を1万1,000円に加算した額</p>

改正後（令和2年4月1日）	改正前（平成31年4月1日適用）
<p>(2) 略</p> <p>3 略 (勤勉手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>(2) 略</p> <p>3 略 (勤勉手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p>

知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年知立市条例第4号）の一部改正案新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 （<u>令和2年3月31日</u>までの間における扶養手当に関する特例）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 平成31年4月1日から<u>令和2年3月31日</u>までの間における改正後の給与条例第12条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」とする。</p>	<p>附 則 （<u>平成32年3月31日</u>までの間における扶養手当に関する特例）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 平成31年4月1日から<u>平成32年3月31日</u>までの間における改正後の給与条例第12条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」とする。</p>

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.09%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
- ③ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約55万人の個人別給与を実地調査(完了率87.9%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 387円 0.09%〔行政職(一)…現行給与 411,123円 平均年齢43.4歳〕
〔俸給 344円 はね返し分(注) 43円〕 (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.51月 (公務の支給月数 4.45月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を1,500円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定（平均改定率0.1%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

(2) 住居手当

公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ（12,000円→16,000円）。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）

手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.50月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
令和元年度	期末手当	1.30月（支給済み）	1.30月（改定なし）
	勤勉手当	0.925月（支給済み）	0.975月（現行0.925月）
2年度以降	期末手当	1.30月	1.30月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

- ・月例給：平成31年4月1日（住居手当については令和2年4月1日）
- ・ボーナス：法律の公布日

3 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討

知立市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第68号、参考資料)

改正後		改正前	
別表（第33条の7関係）		別表（第33条の7関係）	
法人名	主たる事務所の所在地	法人名	主たる事務所の所在地
略		略	
特定非営利活動法人 Green Trust	知立市牛田町前田11番地5	特定非営利活動法人 Green Trust	知立市牛田町前田11番地5
略		<u>特定非営利活動法人</u> <u>和</u>	<u>知立市谷田町南屋下88番地2</u>
略		略	
特定非営利活動法人 <u>Emotionally</u> <u>Connected</u> <u>C</u> <u>ommunity</u> <u>U2</u>	<u>知立市八橋町城下54番地3</u>		

知立市災害弔慰金等支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第69号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(償還等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p>	<p>(償還等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p>

知立市児童発達支援センター管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、知立市児童発達支援センター条例（令和元年知立市条例第 号。以下「条例」という。）第5条及び第11条の規定に基づき、知立市児童発達支援センターの管理、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 知立市立ひまわり園（以下「ひまわり園」という。）に園長その他必要な職員を置く。

(利用時間)

第3条 ひまわり園の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、条例第3条第1号に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）に係る利用時間は、午前9時から午後3時までとする。

(休業日)

第4条 ひまわり園の休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認める場合は、これを変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

(利用の申込み)

第5条 条例第5条第1項の規定による利用の許可（以下「利用の許可」という。）を受けようとする者は、ひまわり園利用申込書（様式第1）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(利用の許可等)

第6条 市長は、前条の規定により利用の申込みがあったときは、速やかにその内容を審査し、利用の許可をするときはひまわり園利用許可通知書（様式第2）により、許可をしないときはひまわり園利用不許可通知書（様式第3）により通知するものとする。

(利用の変更又は停止)

第7条 利用の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ひまわり園利用変更・停止届（様式第4）により、その旨を速やかに市長に届けなければならない。

- (1) 児童又はその保護者の氏名又は住所に変更があった場合
- (2) 障害の程度に変更があった場合
- (3) 児童がひまわり園を利用する必要がなくなった場合
（利用の許可の取消し）

第8条 市長は、条例第8条の規定によりひまわり園の利用の許可を取り消したときは、ひまわり園利用許可取消通知書（様式第5）により通知するものとする。
（児童発達支援の利用定員）

第9条 児童発達支援を利用する児童の定員は、1日につき12人とする。
（食事の提供）

第10条 市長は、児童発達支援を受ける児童に対し、食事を提供するものとする。
2 市長は、前項に定めるもののほか、必要があると認める者に食事を提供することができる。
（費用の負担）

第11条 市長は、前条に規定する食事の提供に要する費用の額を児童の保護者に負担させることができる。
2 市長は、教材費その他支援のため特に要する費用で、児童の保護者に負担させることが適当であると認めるものは、その実費に相当する額を当該保護者に負担させることができる。
（費用の納付）

第12条 条例第9条の市長の指定する日は、条例第3条第1号又は第2号に規定する支援を受けた日の属する月の翌月の末日とする。
（行為の禁止）

第13条 ひまわり園を利用する者及びその関係者（以下「利用者等」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。
(1) 所定の場所以外の場所で飲食しないこと。
(2) 許可を受けないで広告類の掲示若しくは配布、物品の展示若しくは販売又はこれらに類する行為をしないこと。
(3) 騒音を発し、又は暴力を用いる等の他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

- (4) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物を持ち込まないこと。
- (5) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (6) 所定の場所以外の場所へ立ち入らないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、ひまわり園の管理又は運営に支障を来すような行為をしないこと。

(損傷等の届出)

第14条 利用者等は、施設又は設備を損傷し、又は滅失した場合は、直ちにその理由を付して市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

知立市児童館条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第71号、参考資料)

改正後				改正前			
別表第2 (第10条関係) 児童館使用料				別表第2 (第10条関係) 児童館使用料			
館名	室名	時間帯	使用料	館名	室名	時間帯	時間帯使用料
			円				円
来迎寺児童センター	集会室	午前10時～正午	250	来迎寺児童センター	集会室	10:00～12:00	240
		午後1時～午後4時	370			13:00～16:00	360
		午後4時～午後6時	250			16:00～18:00	240
昭和児童センター	会議室	午前10時～正午	250	昭和児童センター	会議室	10:00～12:00	240
		午後1時～午後4時	370			13:00～16:00	360
		午後4時～午後6時	250			16:00～18:00	240
西児童センター	会議室	午前9時～正午	370	西児童センター	会議室	9:00～12:00	360
		午後1時～午後5時	510			13:00～17:00	490
花山児童センター	和室	午前10時～正午	250	花山児童センター	和室	10:00～12:00	240
		午後1時～午後4時	370			13:00～16:00	360
		午後4時～午後6時	250			16:00～18:00	240
	会議室	午前10時～正午	250		会議室	10:00～12:00	240
		午後1時～午後4時	370			13:00～16:00	360
		午後4時～午後6時	250			16:00～18:00	240
南児童センター	和室	午前10時～正午	250	南児童センター	和室	10:00～12:00	240
		午後1時～午後4時	370			13:00～16:00	360
		午後4時～午後6時	250			16:00～18:00	240
備考 略				備考 略			

知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案新旧対照表（第1条関係）

（議案第72号、参考資料）

改正後	改正前
<p>（保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、<u>第2項</u>及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、<u>前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）で</u></p>	<p>（保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、<u>前項第2号の規定を適用しないことができる。</u></p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>3 略</p>

改正後	改正前
<p>あつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る<u>連携協力を</u>行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) <u>子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u></p> <p>(2) <u>法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u> (食事の提供の特例)</p> <p>第16条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、<u>利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの</u>（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</p> <p>(連携施設に関する特例)</p> <p>第45条 略</p> <p><u>2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの</u>（附則第3</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、<u>乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの</u>（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。<u>附則第2条第2項において同じ。</u>）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</p> <p>(連携施設に関する特例)</p> <p>第45条 略</p>

改正後	改正前
<p><u>条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u></p> <p>附 則 (食事の提供の経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等（<u>特例保育所型事業所内保育事業者を除く。</u>）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>	<p>附 則 (食事の提供の経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（<u>第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。</u>）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正案新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）</u>」とする。</p>	<p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下この項、<u>第19条、第35条第3項及び第36条第3項</u>において同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「<u>除く</u>」とあるのは「<u>除き、特別利用保育を受ける者を含む</u>」とする。</p>

改正後	改正前
<p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、「<u>の同号</u>」とあるのは「<u>の同項第1号</u>」と、<u>第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)</u>」とする。</u></p> <p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する<u>小規模保育事業A型をいう。</u>第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同省令第27条に規定する<u>小規模保育事業B型をいう。</u>第42条第3項第1号において同じ。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。)にあつて</p>	<p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、<u>第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「<u>を除く</u>」とあるのは「<u>及び特別利用教育を受ける者を除く</u>」とする。</u></p> <p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する<u>小規模保育事業A型をいう。</u>)及び小規模保育事業B型(<u>同条に規定する小規模保育事業B型をいう。</u>)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。)にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p>

改正後	改正前
<p>は6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 略 (特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。</p> <p>(3) 略</p> <p><u>2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業</u></p>	<p>2 略 (特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。</p> <p>(3) 略</p>

改正後	改正前
<p><u>所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></p> <p><u>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</u></p> <p><u>4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u></p> <p><u>(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u></p> <p><u>8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの</u></p>	<p><u>2 略</u></p> <p><u>3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u></p> <p><u>9 略</u> (準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「<u>教育・保育給付認定子どもについて</u>」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)<u>について</u>」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「<u>施設型給付費</u>」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。)」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)に係る地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、<u>同条第2項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 略</p> <p>2 略</p>	<p><u>4 略</u> (準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下<u>この項、第19条、第35条第3項及び第36条第3項</u>において同じ。)」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)に係る地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、<u>同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 略</p> <p>2 略</p>

改正後	改正前
<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、<u>第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。</u>次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、<u>「同号」とあるのは「同項第3号」と</u>、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは、「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」</p>	<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。<u>次条第3項において同じ。</u>）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは、「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事</p>

改正後	改正前
<p>とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア、イ又はウに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第52条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、<u>特定地域型保育には</u>特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（<u>令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。</u>）に係る第13条第4項第3号ア、イ又はウに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p> <p>附 則</p> <p>（連携施設に関する経過措置）</p> <p>第4条 <u>特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）</u>は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p>の提供（第13条第4項第3号ア、イ又はウに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第52条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア、イ又はウに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p> <p>附 則</p> <p>（連携施設に関する経過措置）</p> <p>第4条 <u>特定地域型保育事業者</u>は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>

改正後	改正前
る。	

知立市昭和老人憩の家条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第73号、参考資料)

改正後			改正前		
別表（第9条関係） 老人憩の家使用料			別表（第9条関係） 老人憩の家使用料		
区分	時間帯	<u>使用料</u>	区分	時間帯	<u>時間帯使用料</u>
1室	午前9時～正午	円 <u>370</u>	1室	午前9時～正午	円 <u>360</u>
	午後1時～午後5時	<u>510</u>		午後1時～午後5時	<u>490</u>
備考 略			備考 略		

知立市老人福祉センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第74号、参考資料)

改正後			改正前		
別表（第9条関係） 老人福祉センター使用料			別表（第9条関係） 老人福祉センター使用料		
区分	時間帯	<u>使用料</u>	区分	時間帯	<u>時間帯使用料</u>
会議室	午前9時～正午	円 970	会議室	午前9時～正午	円 930
	午後1時～午後5時	1,300		午後1時～午後5時	1,250
備考 上記時間帯以外の使用料は、1時間につき <u>310円</u> とする。			備考 上記時間帯以外の使用料は、1時間につき <u>300円</u> とする。		

知立市福祉の里八ツ田条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第75号、参考資料)

改正後			改正前		
別表第1 (第6条、第15条関係) 地域福祉センター使用料			別表第1 (第6条、第15条関係) 地域福祉センター使用料		
区分	時間帯	使用料	区分	時間帯	使用料
		円			円
2階会議室 (かきつばた)	午前9時～正午	450	2階会議室 (かきつばた)	9:00～12:00	430
	午後1時～午後5時	600		13:00～17:00	570
2階会議室 (しょうぶ)	午前9時～正午	450	2階会議室 (しょうぶ)	9:00～12:00	430
	午後1時～午後5時	600		13:00～17:00	570
3階会議室 (さくら)	午前9時～正午	690	3階会議室 (さくら)	9:00～12:00	660
	午後1時～午後5時	920		13:00～17:00	880
3階会議室 (うめ)	午前9時～正午	690	3階会議室 (うめ)	9:00～12:00	660
	午後1時～午後5時	920		13:00～17:00	880
3階集会室 (もも)	午前9時～正午	530	3階集会室 (もも)	9:00～12:00	510
	午後1時～午後5時	720		13:00～17:00	690
3階会議室 (れんげ)	午前9時～正午	270	3階会議室 (れんげ)	9:00～12:00	260
	午後1時～午後5時	370		13:00～17:00	350
調理室	午前9時～正午	640	調理室	9:00～12:00	610
	午後1時～午後5時	860		13:00～17:00	820
視聴覚室	午前9時～正午	640	視聴覚室	9:00～12:00	610
	午後1時～午後5時	850		13:00～17:00	810
備考 略			備考 略		
別表第2 (第19条、第27条関係) いきがいセンター使用料			別表第2 (第19条、第27条関係) いきがいセンター使用料		
区分	時間帯	使用料	区分	時間帯	使用料
		円			円

改正後			改正前		
1階会議室 (たんぼぼ)	午前9時～正午	400	1階会議室 (たんぼぼ)	9:00～12:00	380
	午後1時～午後5時	530		13:00～17:00	510
1階会議室 (はぎ)	午前9時～正午	390	1階会議室 (はぎ)	9:00～12:00	370
	午後1時～午後5時	520		13:00～17:00	500
1階会議室 (ひまわり)	午前9時～正午	400	1階会議室 (ひまわり)	9:00～12:00	380
	午後1時～午後5時	530		13:00～17:00	510
1階会議室 (すずらん)	午前9時～正午	290	1階会議室 (すずらん)	9:00～12:00	280
	午後1時～午後5時	390		13:00～17:00	370
1階和室	午前9時～正午	300	1階和室	9:00～12:00	290
	午後1時～午後5時	410		13:00～17:00	390
2階会議室 (第1講座室)	午前9時～正午	990	2階会議室 (第1講座室)	9:00～12:00	940
	午後1時～午後5時	1,320		13:00～17:00	1,260
2階会議室 (第2講座室)	午前9時～正午	1,020	2階会議室 (第2講座室)	9:00～12:00	970
	午後1時～午後5時	1,360		13:00～17:00	1,300
2階会議室 (第3講座室)	午前9時～正午	940	2階会議室 (第3講座室)	9:00～12:00	900
	午後1時～午後5時	1,260		13:00～17:00	1,200
2階和室	午前9時～正午	510	2階和室	9:00～12:00	490
	午後1時～午後5時	680		13:00～17:00	650

備考 略

備考 略

知立市観光施設条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第76号、参考資料)

改正後			改正前		
別表第1 (第10条関係)			別表第1 (第10条関係)		
名称	時間帯	使用料	名称	時間帯	時間帯使用料
燕子庵	午前9時～午後1時	1,250円	燕子庵	9:00～13:00	1,200円
	午後1時～午後5時	1,250円		13:00～17:00	1,200円
備考			備考		
1 略			1 略		
2 この表に定める時間帯以外の時間に利用する場合(市長が許可した場合に限る。)の使用料は、1時間につき <u>620円</u> (利用する時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算する。)とする。			2 この表に定める時間帯以外の時間に利用する場合(市長が許可した場合に限る。)の使用料は、1時間につき <u>600円</u> (利用する時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算する。)とする。		
別表第2 (第10条関係)			別表第2 (第10条関係)		
観光施設駐車場			観光施設駐車場		
名称	位置	使用料	名称	位置	使用料
八橋かきつばた園 寺内駐車場	八橋町寺内47番地1	大型自動車 1,500円 普通自動車 <u>300円</u>	八橋かきつばた園 寺内駐車場	八橋町寺内47番地1	大型自動車 1,500円 普通自動車 300
	八橋町寺内58番地1			八橋町寺内58番地1	<u>1台1回当たり</u>
井戸尻駐車場	八橋町井戸尻21番地1		井戸尻駐車場	八橋町井戸尻21番地1	
弘法山公園 弘法下駐車場	<u>弘法町弘法下42番地1</u>	大型自動車 1,500円	弘法山公園 弘法下駐車場	<u>弘法町弘法下42番地1</u>	大型自動車 1,500円
		普通自動車 <u>500円</u>			普通自動車 500
備考			備考		
1 <u>大型、普通自動車の区分は、道路交通法(昭和35年法律第105号)に規定する車両の区分をいう。</u>			1 <u>大型、普通自動車の区分は、道路交通法(昭和35年法律第105号)に規定する車両の区分をいう。</u>		
2 <u>使用料は、1台1回当たりの使用につき徴収する。</u>			2 <u>使用料は、1台1回当たりの使用につき徴収する。</u>		

※別表第1中備考以外の部分及び別表第2の改正については、実質的な改正箇所にもみ下線を引いています。

知立市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(議案第77号、参考資料)

改正後	改正前
(農業委員及び推進委員の定数) 第2条 略 2 推進委員の定数は、 <u>4人</u> とする。	(農業委員及び推進委員の定数) 第2条 略 2 推進委員の定数は、 <u>5人</u> とする。

知立市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第78号、参考資料)

改正後			改正前				
別表（第11条、第15条、第17条関係）			別表（第11条、第15条、第17条関係）				
種別	取扱区分	手数料	種別	取扱区分	手数料		
一般廃棄物（し尿、動物の死体を除く。）	粗大ごみ（特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定する機械器具（以下「特定家庭用機器」という。）を除く。）で市が収集運搬するもの	1個につき <u>1,040円</u>	一般廃棄物（し尿、動物の死体を除く。）	粗大ごみ（特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定する機械器具（以下「特定家庭用機器」という。）を除く。）で市が収集運搬するもの	1個につき <u>1,000円</u>		
	粗大ごみのうち特定家庭用機器	市が収集運搬するもの		1個につき <u>2,240円</u>	粗大ごみのうち特定家庭用機器	市が収集運搬するもの	1個につき <u>2,200円</u>
	略			略			
	動物の死体	市が収集運搬したもの		1頭につき <u>950円</u>	動物の死体	市が収集運搬したもの	1頭につき <u>910円</u>
略			略				
産業廃棄物の処理費用	市長が指示する場所に搬入する産業廃棄物	1トンにつき <u>6,400円</u>	産業廃棄物の処理費用	市長が指示する場所に搬入する産業廃棄物	1トンにつき <u>6,110円</u>		
備考 略			備考 略				

知立市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第79号、参考資料)

改正後						改正前											
別表（第3条関係） 行政財産目的外使用料算定基準表						別表（第3条関係） 行政財産目的外使用料算定基準表											
種類	区分	単位	金額	徴収の時期	備考	種類	区分	単位	金額	徴収の時期	備考						
略						略											
建物	略	市立学校 屋内体育 施設を使用 する場合	全面	午前9時 ～正午	<u>770円</u>	略	建物	略	市立学校 屋内体育 施設を使用 する場合	全面	午前9時 ～正午	<u>740円</u>					
				午後1時 ～午後5 時	<u>1,040円</u>						正午～午 後5時	<u>1,250円</u>					
				午後5時 ～午後9 時30分	<u>1,300円</u>						午後5時 ～午後9 時30分	<u>1,250円</u>					
				全日	<u>3,010円</u>						全日	<u>2,880円</u>					
			半面 (体 育館 に限 る。)	午前9時 ～正午	<u>380円</u>					半面 (体 育館 に限 る。)	午前9時 ～正午	<u>370円</u>					
				午後1時 ～午後5 時	<u>520円</u>						正午～午 後5時	<u>630円</u>					
				午後5時 ～午後9 時30分	<u>660円</u>						午後5時 ～午後9 時30分	<u>630円</u>					
				全日	<u>1,500円</u>						全日	<u>1,440円</u>					
			駅前駐車	1㎡につき						<u>12,960円</u>		駅前駐車	1㎡につき		<u>12,370円</u>		

改正後					改正前				
	場の広告 板掲載設 備を使用 する場合					場の広告 板掲載設 備を使用 する場合			
	略					略			
その 他	市立学校屋外体 育施設夜間照明 設備を使用する 場合	最初の1 時間	<u>3,410円</u>	略	その 他	市立学校屋外体 育施設夜間照明 設備を使用する 場合	最初の1 時間	<u>3,260円</u>	略
		以後30分 ごと	<u>1,690円</u>				以後30分 ごと	<u>1,620円</u>	
	略				略				
備考 略					備考 略				

※別表建物の部の改正については、実質的な改正箇所にもみ下線を引いています。

知立市都市公園条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第80号、参考資料)

改正後				改正前			
別表（第9条関係） 都市公園使用料				別表（第9条関係） 都市公園使用料			
区分	単位	金額	備考	区分	単位	金額	備考
略			略	略			略
募金その他これらに類する行為をする場合	1人につき日額	<u>1,100円</u>					
略							
				募金その他これらに類する行為をする場合	1人につき日額	<u>1,050円</u>	
				略			

知立市公民館条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第81号、参考資料)

改正後					改正前						
別表第1 (第11条関係) 公民館使用料					別表第1 (第11条関係) 公民館使用料						
使用料の名称	室名	時間帯	時間帯使用料	全日使用料	使用料の名称	室名	時間帯	時間帯使用料	全日使用料		
中央公民館使用料	1階ホール	午前9時～正午	円 <u>1,690</u>	円 <u>6,050</u>	中央公民館使用料	1階ホール	9:00～12:00	円 <u>1,620</u>	円 <u>5,780</u>		
		午後1時～午後5時	<u>2,240</u>				13:00～17:00	<u>2,140</u>			
		午後5時30分～午後9時30分	<u>2,890</u>				17:30～21:30	<u>2,760</u>			
	料理実習室	午前9時～正午	<u>2,080</u>	円 <u>7,510</u>		中央公民館使用料	料理実習室	9:00～12:00	<u>1,990</u>	円 <u>7,170</u>	
		午後1時～午後5時	<u>2,760</u>					13:00～17:00	<u>2,640</u>		
		午後5時30分～午後9時30分	<u>3,550</u>					17:30～21:30	<u>3,390</u>		
	大会議室	午前9時～正午	<u>1,830</u>	円 <u>6,720</u>			中央公民館使用料	大会議室	9:00～12:00	<u>1,750</u>	円 <u>6,420</u>
		午後1時～午後5時	<u>2,490</u>						13:00～17:00	<u>2,380</u>	
		午後5時30分～午後9時30分	<u>3,150</u>						17:30～21:30	<u>3,010</u>	

改正後				改正前			
第1講座室 第2講座室 (1室)	分			第1講座室 第2講座室 (1室)			
	<u>午前9時～正</u>	<u>510</u>	<u>1,690</u>		<u>9:00～12:</u>	<u>490</u>	<u>1,620</u>
	<u>午</u>				<u>00</u>		
	<u>午後1時～午</u>	<u>640</u>			<u>13:00～17:</u>	<u>620</u>	
	<u>後5時</u>			<u>00</u>			
	<u>午後5時30分</u>	<u>770</u>		<u>17:30～21:</u>	<u>740</u>		
	<u>～午後9時30</u>			<u>30</u>			
	<u>分</u>						
視聴覚室	<u>午前9時～正</u>	<u>770</u>	<u>2,760</u>	視聴覚室	<u>9:00～12:</u>	<u>740</u>	<u>2,640</u>
	<u>午</u>				<u>00</u>		
	<u>午後1時～午</u>	<u>1,030</u>			<u>13:00～17:</u>	<u>990</u>	
	<u>後5時</u>				<u>00</u>		
	<u>午後5時30分</u>	<u>1,300</u>		<u>17:30～21:</u>	<u>1,250</u>		
	<u>～午後9時30</u>			<u>30</u>			
	<u>分</u>						
第1和室 第2和室 (1室)	<u>午前9時～正</u>	<u>370</u>	<u>1,560</u>	第1和室 第2和室 (1室)	<u>9:00～12:</u>	<u>360</u>	<u>1,490</u>
	<u>午</u>				<u>00</u>		
	<u>午後1時～午</u>	<u>640</u>			<u>13:00～17:</u>	<u>620</u>	
	<u>後5時</u>				<u>00</u>		
	<u>午後5時30分</u>	<u>770</u>		<u>17:30～21:</u>	<u>740</u>		
	<u>～午後9時30</u>			<u>30</u>			
	<u>分</u>						
小会議室	<u>午前9時～正</u>	<u>640</u>	<u>2,290</u>	小会議室	<u>9:00～12:</u>	<u>620</u>	<u>2,190</u>
	<u>午</u>				<u>00</u>		
	<u>午後1時～午</u>	<u>850</u>			<u>13:00～17:</u>	<u>820</u>	
	<u>後5時</u>				<u>00</u>		
	<u>午後5時30分</u>	<u>1,070</u>		<u>17:30～21:</u>	<u>1,030</u>		
	<u>～午後9時30</u>			<u>30</u>			
	<u>分</u>						

改正後				改正前			
第1 実習室	分			第1 実習室	9 : 00~12 : 00	620	2,260
	午前9時~正午	640	2,360		13 : 00~17 : 00	870	
	午後1時~午後5時	910			17 : 30~21 : 30	1,120	
	午後5時30分~午後9時30分	1,170					
第2 実習室	午前9時~正午	910	3,150	第2 実習室	9 : 00~12 : 00	870	3,010
	午後1時~午後5時	1,170			13 : 00~17 : 00	1,120	
	午後5時30分~午後9時30分	1,430			17 : 30~21 : 30	1,370	
講堂	午前9時~正午	6,440	23,070	講堂	9 : 00~12 : 00	6,150	22,030
	午後1時~午後5時	8,550			13 : 00~17 : 00	8,170	
	午後5時30分~午後9時30分	10,670			17 : 30~21 : 30	10,190	
会議室兼控室	午前9時~正午	770	3,010	会議室兼控室	9 : 00~12 : 00	740	2,880
	午後1時~午後5時	1,170			13 : 00~17 : 00	1,120	
	午後5時30分~午後9時30分	1,430			17 : 30~21 : 30	1,370	

改正後					改正前				
	会議室兼 展示室 (1)(2) (1室)	分			会議室兼 展示室 (1)(2) (1室)	9 : 00~12 : 00	620	2,260	
		午前9時~正 午	640	2,360		13 : 00~17 : 00	870		
		午後1時~午 後5時	910			17 : 30~21 : 30	1,120		
	展示ホール	午後5時30分 ~午後9時30 分	1,170		展示ホール	9 : 00~12 : 00	740	2,640	
		午前9時~正 午	770	2,760		13 : 00~17 : 00	990		
		午後1時~午 後5時	1,030			17 : 30~21 : 30	1,250		
	中会議室	午後5時30分 ~午後9時30 分	1,300		中会議室	9 : 00~12 : 00	1,110	3,950	
		午前9時~正 午	1,160	4,130		13 : 00~17 : 00	1,480		
		午後1時~午 後5時	1,550			17 : 30~21 : 30	1,850		
猿渡 公民 館使 用料	会議室	午後5時30分 ~午後9時30 分	1,930		会議室	9 : 00~12 : 00	1,620	5,780	
		午前9時~正 午	1,690	6,050		13 : 00~17 : 00	2,140		
		午後1時~午 後5時	2,240			17 : 30~21 : 30	2,640		
		午後5時30分 ~午後9時30 分	2,760						

改正後			
	分		
和室	午前9時～正午	770	2,890
	午後1時～午後5時	1,030	
	午後5時30分～午後9時30分	1,300	
講座室	午前9時～正午	770	2,890
	午後1時～午後5時	1,030	
	午後5時30分～午後9時30分	1,300	
実習室	午前9時～正午	770	2,890
	午後1時～午後5時	1,030	
	午後5時30分～午後9時30分	1,300	

備考 略

別表第2（第11条関係）

公民館附属設備使用料

名称	区分	単位	金額
陶芸 用電	本焼き	1台1回につ	円 <u>1,410</u>

改正前			
和室	9:00～12:00	740	2,760
	13:00～17:00	990	
	17:30～21:30	1,250	
講座室	9:00～12:00	740	2,760
	13:00～17:00	990	
	17:30～21:30	1,250	
実習室	9:00～12:00	740	2,760
	13:00～17:00	990	
	17:30～21:30	1,250	

備考 略

別表第2（第11条関係）

公民館附属設備使用料

名称	区分	単位	金額
陶芸 用電	本焼き	1台1回につ	円 <u>1,350</u>

改正後				改正前			
気炉		き		気炉		き	
	素焼き	1台1回につ き	<u>980</u>		素焼き	1台1回につ き	<u>940</u>
備考 略				備考 略			

知立文化広場条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第82号、参考資料)

改正後					改正前								
別表（第10条関係） 文化広場使用料					別表（第10条関係） 文化広場使用料								
使用料の名称	室名	時間帯	時間帯使用料	全日使用料	使用料の名称	室名	時間帯	時間帯使用料	全日使用料				
知立文化広場使用料	第1研修室	午前9時～ 正午	円 <u>1,030</u>	円 <u>3,550</u>	知立文化広場使用料	第1研修室	9:00～12:00	円 <u>990</u>	円 <u>3,390</u>				
		午後1時～ 午後5時	<u>1,300</u>				13:00～17:00	<u>1,250</u>					
		午後5時30分～午後9時30分	<u>1,690</u>				17:30～21:30	<u>1,620</u>					
		第2研修室	午前9時～ 正午				<u>510</u>	<u>1,690</u>		第2研修室	9:00～12:00	<u>490</u>	<u>1,620</u>
			午後1時～ 午後5時				<u>640</u>				13:00～17:00	<u>620</u>	
			午後5時30分～午後9時30分				<u>770</u>				17:30～21:30	<u>740</u>	
	第1和室 (ステージを含む)	午前9時～ 正午	<u>910</u>	<u>3,270</u>	第1和室 (ステージを含む)	9:00～12:00	<u>870</u>	<u>3,130</u>					
		午後1時～ 午後5時	<u>1,170</u>			13:00～17:00	<u>1,120</u>						
		午後5時30分～午後9時30分	<u>1,560</u>			17:30～21:30	<u>1,490</u>						

改正後					改正前				
備考 略	第2和室	午前9時～	<u>640</u>	<u>2,240</u>		第2和室	9:00～12:	<u>620</u>	<u>2,140</u>
		正午					00		
		午後1時～	<u>770</u>				13:00～17:	<u>740</u>	
	午後5時		00						
	午後5時30	<u>1,030</u>	17:30～21:	<u>990</u>					
	分～午後9		30						
	時30分								
	展示ホール	午前9時～	<u>1,030</u>	<u>3,800</u>		展示ホール	9:00～12:	<u>990</u>	<u>3,630</u>
		正午					00		
午後1時～		<u>1,430</u>	13:00～17:		<u>1,370</u>				
午後5時			00						
午後5時30	<u>1,830</u>		17:30～21:	<u>1,750</u>					
分～午後9			30						
時30分									
茶室	午前9時～	<u>640</u>	<u>2,360</u>	茶室	9:00～12:	<u>620</u>	<u>2,260</u>		
	正午				00				
	午後1時～	<u>910</u>			13:00～17:	<u>870</u>			
午後5時			00						
午後5時30	<u>1,170</u>		17:30～21:	<u>1,120</u>					
分～午後9			30						
時30分									
備考 略					備考 略				

知立市体育施設条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第83号、参考資料)

改正後					改正前				
別表第1 (第8条関係) 市民体育館使用料					別表第1 (第8条関係) 市民体育館使用料				
区分	金額				区分	金額			
	(午前) 午前9時～ 正午	(午後) 午後1時 ～午後5時	(夜間) 午後5時30 分～午後9 時30分	(全日) 午前9時 ～午後9時 30分		(午前) 午前9時～ 正午	(午後) 午後1時 ～午後5時	(夜間) 午後5時30 分～午後9 時30分	(全日) 午前9時 ～午後9時 30分
	円	円	円	円		円	円	円	円
主競技場	<u>5,530</u>	<u>7,510</u>	<u>9,360</u>	<u>20,170</u>	主競技場	<u>5,280</u>	<u>7,170</u>	<u>8,940</u>	<u>19,260</u>
弓道場	<u>1,830</u>	<u>2,360</u>	<u>3,010</u>	<u>6,440</u>	弓道場	<u>1,750</u>	<u>2,260</u>	<u>2,880</u>	<u>6,150</u>
卓球場A	<u>1,690</u>	<u>2,240</u>	<u>2,760</u>	<u>5,910</u>	卓球場	<u>A</u> <u>1,620</u>	<u>2,140</u>	<u>2,640</u>	<u>5,650</u>
卓球場B	<u>1,690</u>	<u>2,240</u>	<u>2,760</u>	<u>5,910</u>	〃	<u>B</u> <u>1,620</u>	<u>2,140</u>	<u>2,640</u>	<u>5,650</u>
柔道場	<u>1,430</u>	<u>1,950</u>	<u>2,490</u>	<u>5,260</u>	柔道場	<u>1,370</u>	<u>1,870</u>	<u>2,380</u>	<u>5,030</u>
剣道場	<u>1,430</u>	<u>1,950</u>	<u>2,490</u>	<u>5,260</u>	剣道場	<u>1,370</u>	<u>1,870</u>	<u>2,380</u>	<u>5,030</u>
会議室	<u>510</u>	<u>770</u>	<u>1,030</u>	<u>2,080</u>	会議室	<u>490</u>	<u>740</u>	<u>990</u>	<u>1,990</u>
トレーニング場 (1人につき) 1か月券 <u>1,300円</u>					トレーニング場 (1人につき) 1か月券 <u>1,250円</u>				
備考 略					備考 略				
別表第2 (第8条関係) 市民体育館附属設備等使用料					別表第2 (第8条関係) 市民体育館附属設備等使用料				
区分	単位	金額		区分	単位	金額			
			円				円		
バスケットボール器具	1組		<u>250</u>	バスケットボール器具	1組		<u>240</u>		
バレーボール器具	1組		<u>250</u>	バレーボール器具	1組		<u>240</u>		
略				略					
庭球器具	1組		<u>250</u>	庭球器具	1組		<u>240</u>		
略				略					

改正後				改正前			
ハンドボール器具	1組		<u>250</u>	ハンドボール器具	1組		<u>240</u>
電光得点表示器	1式		<u>1,300</u>	電光得点表示器	1式		<u>1,250</u>
舞台装置	1式		<u>1,300</u>	舞台装置	1式		<u>1,250</u>
放送設備	1式		<u>1,950</u>	放送設備	1式		<u>1,870</u>
略				略			
机	1脚		30	机	1脚		30
<u>空調設備（柔道場）</u>	<u>1時間</u>		<u>300</u>				
<u>空調設備（剣道場）</u>	<u>1時間</u>		<u>300</u>				
備考				備考			
1 略				1 略			
2 使用料は、利用区分（午前・午後・夜間を各1回とし、全日は3回）により徴収する（ <u>シャワー及び空調設備を除く。</u> ）。				2 使用料は、利用区分（午前・午後・夜間を各1回とし、全日は3回）により徴収する（ <u>シャワーを除く。</u> ）。			
別表第3（第8条関係）				別表第3（第8条関係）			
昭和グラウンド及び昭和テニスコート使用料				昭和グラウンド及び昭和テニスコート使用料			
区分		単位	金額	区分		単位	金額
昭和グラウンド	1面につき	1時間	円 <u>250</u>	昭和グラウンド	1面につき	1時間	円 <u>240</u>
略				略			
備考 略				備考 略			
別表第4（第8条関係）				別表第4（第8条関係）			
昭和テニスコート附属設備使用料				昭和テニスコート附属設備使用料			
区分		単位	金額	区分		単位	金額
夜間照明設備	1コートにつき	1時間	円 <u>380</u>	夜間照明設備	1コートにつき	1時間	円 <u>370</u>
備考 略				備考 略			

※別表第1中備考以外の部分の改正については、実質的な改正箇所にもみ下線を引いています。

知立市野外センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第84号、参考資料)

改正後					改正前						
別表（第10条関係） 野外センター使用料					別表（第10条関係） 野外センター使用料						
名称		区分			金額	名称		区分			金額
テント	昼間	午前11時～ 午後4時30分	1張	円	テント	昼間	午前11時～ 午後4時30分	1張	円		
		<u>520</u>				<u>500</u>					
	一泊	午前11時～ 翌日午前10時		<u>520</u>		一泊	午前11時～ 翌日午前10時		<u>500</u>		
毛布		1枚			50	毛布		1枚			50
炊飯用具		1セット			100	炊飯用具		1セット			100
寝具		1セット			<u>840</u>	寝具		1セット			<u>810</u>
ケビン	昼間	午前11時～ 午後4時30分	1棟	<u>7,460</u>	ケビン	昼間	午前11時～ 午後4時30分	1棟	<u>7,130</u>		
		<u>8,000</u>				<u>7,640</u>					
管理棟	研修室1・ 2（1室）	午前9時～正午			<u>520</u>	管理棟	研修室1・ 2（1室）	午前9時～正午			<u>500</u>
		午後1時～午後4時			<u>520</u>			午後1時～午後4時			<u>500</u>
		午後5時～午後9時			<u>740</u>			午後5時～午後9時			<u>710</u>
		全日	午前9時～午後9時		<u>1,700</u>			全日	午前9時～午後9時		<u>1,630</u>
研修室3・ 4（1室）	4（1室）	午前9時～正午			<u>310</u>	研修室3・ 4（1室）	4（1室）	午前9時～正午			<u>300</u>
		午後1時～午後4時			<u>310</u>			午後1時～午後4時			<u>300</u>
		午後5時～午後9時			<u>410</u>			午後5時～午後9時			<u>400</u>

改正後					改正前					
備考 略		全日	午前 9 時～午後 9 時	<u>950</u>			全日	午前 9 時～午後 9 時	<u>910</u>	
		一泊	午後 1 時～翌日正午	<u>8,000</u>			一泊	午後 1 時～翌日正午	<u>7,640</u>	
	多目的ホー ル	午前 9 時～正午		<u>310</u>	多目的ホー ル	午前 9 時～正午		<u>300</u>		
		午後 1 時～午後 4 時		<u>310</u>		午後 1 時～午後 4 時		<u>300</u>		
		午後 5 時～午後 9 時		<u>410</u>		午後 5 時～午後 9 時		<u>400</u>		
		全日	午前 9 時～午後 9 時	<u>950</u>		全日	午前 9 時～午後 9 時	<u>910</u>		
	実習室	午前 9 時～正午		<u>310</u>	実習室	午前 9 時～正午		<u>300</u>		
		午後 1 時～午後 4 時		<u>310</u>		午後 1 時～午後 4 時		<u>300</u>		
		午後 5 時～午後 9 時		<u>410</u>		午後 5 時～午後 9 時		<u>400</u>		
		全日	午前 9 時～午後 9 時	<u>950</u>		全日	午前 9 時～午後 9 時	<u>910</u>		
	備考 略					備考 略				

知立市文化会館条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第85号、参考資料)

改正後							改正前						
別表（第11条関係） 施設利用料金							別表（第11条関係） 施設利用料金						
							(単位：円)						
区分			金額(円)				区分			金額			
			午前	午後	夜間	全日				午前	午後	夜間	全日
			午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後10時				午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後10時
ホール（ホワイエを含む。）	かきつばた	平日	<u>19,900</u>	<u>28,280</u>	<u>35,610</u>	<u>75,420</u>	ホール（ホワイエを含む。）	かきつばた	平日	<u>19,000</u>	<u>27,000</u>	<u>34,000</u>	<u>72,000</u>
		土・日曜日及び祝日	<u>25,140</u>	<u>36,660</u>	<u>45,040</u>	<u>96,380</u>			土・日曜日及び祝日	<u>24,000</u>	<u>35,000</u>	<u>43,000</u>	<u>92,000</u>
	花しょうぶ	平日	<u>6,280</u>	<u>8,380</u>	<u>10,470</u>	<u>23,040</u>	ホール（ホワイエを含む。）	花しょうぶ	平日	<u>6,000</u>	<u>8,000</u>	<u>10,000</u>	<u>22,000</u>
		土・日曜日及び祝日	<u>8,380</u>	<u>10,470</u>	<u>13,610</u>	<u>29,330</u>			土・日曜日及び祝日	<u>8,000</u>	<u>10,000</u>	<u>13,000</u>	<u>28,000</u>
ホール楽屋	かきつばた	楽屋1	<u>830</u>	<u>1,150</u>	<u>1,460</u>	<u>3,030</u>	ホール楽屋	かきつばた	楽屋1	<u>800</u>	<u>1,100</u>	<u>1,400</u>	<u>2,900</u>
		楽屋2	<u>520</u>	<u>730</u>	<u>940</u>	<u>1,990</u>			楽屋2	<u>500</u>	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>1,900</u>
		楽屋3	<u>520</u>	<u>730</u>	<u>940</u>	<u>1,990</u>			楽屋3	<u>500</u>	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>1,900</u>
		楽屋4	<u>310</u>	<u>410</u>	<u>520</u>	<u>1,150</u>			楽屋4	<u>300</u>	<u>400</u>	<u>500</u>	<u>1,100</u>
		楽屋5	<u>310</u>	<u>410</u>	<u>520</u>	<u>1,150</u>			楽屋5	<u>300</u>	<u>400</u>	<u>500</u>	<u>1,100</u>
	花しょうぶ	楽屋1	200	<u>310</u>	<u>410</u>	<u>830</u>	ホール楽屋	花しょうぶ	楽屋1	200	<u>300</u>	<u>400</u>	<u>800</u>
		楽屋2	200	<u>310</u>	<u>410</u>	<u>830</u>			楽屋2	200	<u>300</u>	<u>400</u>	<u>800</u>
ギャラリー			<u>3,030</u>	<u>4,080</u>	<u>5,130</u>	<u>10,890</u>	ギャラリー			<u>2,900</u>	<u>3,900</u>	<u>4,900</u>	<u>10,400</u>

改正後							改正前						
その他	各種 ワー キン グ施 設	ワークショップ 1	<u>520</u>	<u>730</u>	<u>940</u>	<u>1,990</u>	その他	各種 ワー キン グ施 設	ワークショップ 1	<u>500</u>	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>1,900</u>
		ワークショップ 2	<u>310</u>	<u>410</u>	<u>520</u>	<u>1,150</u>			ワークショップ 2	<u>300</u>	<u>400</u>	<u>500</u>	<u>1,100</u>
		ワークショップ 3	<u>310</u>	<u>410</u>	<u>520</u>	<u>1,150</u>			ワークショップ 3	<u>300</u>	<u>400</u>	<u>500</u>	<u>1,100</u>
		講義室	<u>830</u>	<u>1,150</u>	<u>1,460</u>	<u>3,030</u>			講義室	<u>800</u>	<u>1,100</u>	<u>1,400</u>	<u>2,900</u>
		リハーサル室1	<u>2,610</u>	<u>3,450</u>	<u>4,400</u>	<u>9,320</u>			リハーサル室1	<u>2,500</u>	<u>3,300</u>	<u>4,200</u>	<u>8,900</u>
		リハーサル室2	<u>1,360</u>	<u>1,780</u>	<u>2,200</u>	<u>4,710</u>			リハーサル室2	<u>1,300</u>	<u>1,700</u>	<u>2,100</u>	<u>4,500</u>
		リハーサル室3	<u>520</u>	<u>730</u>	<u>940</u>	<u>1,990</u>			リハーサル室3	<u>500</u>	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>1,900</u>
		リハーサル室4	<u>520</u>	<u>730</u>	<u>940</u>	<u>1,990</u>			リハーサル室4	<u>500</u>	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>1,900</u>
		工芸室	<u>620</u>	<u>830</u>	<u>1,040</u>	<u>2,200</u>			工芸室	<u>600</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>2,100</u>
		和室練習室	<u>620</u>	<u>830</u>	<u>1,040</u>	<u>2,200</u>			和室練習室	<u>600</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>2,100</u>
		茶室	<u>830</u>	<u>1,150</u>	<u>1,460</u>	<u>3,030</u>			茶室	<u>800</u>	<u>1,100</u>	<u>1,400</u>	<u>2,900</u>
備考							備考						
1～7 略							1～7 略						
8 前各号による利用料金の算出金額に <u>10円</u> 未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。							8 前各号による利用料金の算出金額に <u>100円</u> 未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。						

※別表中備考以外の部分の改正については、実質的な改正箇所にものみ下線を引いています。

(議案第 85 号、参考資料)

知立市文化会館管理規則の一部を改正する規則

知立市文化会館管理規則（平成 17 年知立市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 3（第 7 条関係）

附属設備利用料金

区分	種類又は品目	単位	利用料金（円）		摘要
			かきつば たホール	花しょう ぶホール	
ホール 舞台道 具	所作台	1 式	3,140		
	仮設花道	1 式	1,570		
	平台	1 枚	100		
	オーケストラピット	1 式	3,140		
	金屏風	1 双	520		
	銀屏風	1 双	520		
	毛せん	1 枚	100		
	長座布団	1 枚	100		
	高座用座布団	1 枚	100		
	松羽目	1 枚	1,040		
	紗幕（黒・白）	1 枚	1,570		
	本手摺	1 式	520		
	二の手摺	1 式	520		
	地がすり	1 枚	520		
	演台	1 式	520		花台、脇台を含む。
	司会者台	1 台	200		
バレエシート	1 式	1,040			
ピアノ A(スタインウェイ)	1 台	5,230		調律代は含まない。	

	ピアノ B (ヤマハ C F III)	1 台	3,140		調律代は含まない。
	ピアノ C (ヤマハ S 4)	1 台		1,570	調律代は含まない。
	指揮台・指揮譜面台	1 式		200	譜面灯を含む。
	演奏者用譜面台	1 台		100	譜面灯を含む。
	音響反射板	1 式	3,140		
ホール 音響設 備	基本セット	1 式		無料	
	マイクロホン	1 本		200	
	ワイヤレスマイクロホン	1 本		410	
	吊りマイクロホン装置	1 式	830		マイクを含む。
	カセットテープレコーダー	1 台		520	
	C D レコーダー	1 台		520	
	M D レコーダー	1 台		520	
	オープンテープレコーダー	1 台		520	
	D A T レコーダー	1 台		520	
	可搬型音響調整卓 A	1 台		1,570	
	可搬型音響調整卓 B	1 台		520	
	移動スピーカー	1 対	520	200	
	効果音用機器	1 台		520	移動型
ホール 照明設 備	A セット	1 式	11,520	8,380	
	B セット	1 式	8,380	6,280	
	C セット	1 式	4,190	3,140	
	基本セット	1 式		無料	
	サスペンションライト	1 列	1,040	830	
	ボーダーライト	1 列	830	520	
	アッパーホリゾンライト	1 列	1,040	830	
	ローアホリゾンライト	1 列	1,040	830	
	シーリングライト	1 列	2,090		
	フォロースポット	1 台	1,570	1,040	
	フットライト	1 列	520		

	花道用フットライト	1 列	310		
	トーメンタルライト	1 対	1,570		
	フロントサイドライト	1 式	2,090		
	ギャラリーライト	1 式		1,040	
	スポット500W	1 台		100	
	スポット1 kW以上	1 台		200	
	エリプソスポット	1 台		520	マシン、種板を含む。
	エフェクトスポット	1 台		1,040	マシン、先玉、種板を含む。
	ストリップライト	1 本		100	
	ストロボ	1 台		520	
	スモークマシン	1 台		520	原材料は含まない。
	波エフェクトマシン	1 台		520	
	オーロラマシン	1 台		520	
	ファイアエフェクト	1 台		520	
	ブラックライト	1 式		520	
	ミラーボール	1 台		520	
ホール	16mm映写機	1 式	1,570		
映像設備	劇場用プロジェクター	1 式		1,570	
	ビデオプロジェクター	1 式		1,570	資料提示装置を含む。
各施設 共通設備	オーケストラチャイム	1 式		520	
	銅鑼	1 式		520	
	太鼓	1 式		520	太鼓台、バチを含む。
	演奏者用譜面台	1 台		100	
	OHP	1 式		520	スクリーンを含む。

各施設 専用設 備	ピアノD（ペレツィーナ161 B）	1台	1,570	リハ1用（調律代 は含まない。）
	アップライトピアノ（ヤマ ハ）	1台	520	リハ2用（調律代 は含まない。）
	音響機器	1式	1,040	リハ1用
	拡声装置	1式	520	ワークショップ用
	A V機器	1式	1,040	講義室用
	司会者台	1台	200	ワークショップ、 講義室用
	バレエシート	1式	1,040	リハ1、リハ2用
	指揮台・指揮譜面台	1式	200	リハ1、リハ2用
	スタジオ機材セット	1式	1,040	リハ4用
	C D・MDプレーヤー	1台	520	リハーサル室用
	茶道具	1式	520	茶室用
	工具	1式	520	工芸室用
全施設共通 持込機材（電源コンセント 1k Wにつき）			200	

音響セットの内容

内容	かきつばたホール	花しょうぶホール
	基本セット	基本セット
客席スピーカー	1	1
固定跳返りスピーカー	1	1
マイクロホン	3	3

照明セットの内容

内容	かきつばたホール				花しょうぶホール			
	A セット	B セット	C セット	基本セ ット	A セット	B セット	C セット	基本セ ット
アッパーホリゾ ントライト	1	1			1	1		
ローアホリゾン トライト	1	1			1	1		

ボーダーライト	4	4	4	3	3	3	3	3
サスペンション	5	3			7	3	1	1(6台)
フロントライト	48	24	24					
ギャラリーライ ト					16	16	8	
シーリングライ ト	2	1	1	1(10台)				

同表備考第3項及び別表第4備考中「100円」を「10円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に附属設備の利用の許可を受けた者の利用料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第4の規定は、施行日以後に受ける利用の許可に係る利用料金の還付について適用し、施行日前に受けた利用の許可に係る利用料金の還付については、なお従前の例による。